

感 第 1 0 0 号
令和 5 年 4 月 27 日

一般社団法人島根県医師会長 様
各 郡 市 医 師 会 長 様
各 病 院 管 理 者 様
一般社団法人島根県薬剤師会長 様

島根県健康福祉部感染症対策室長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の
医療提供体制等について（通知）

本県の感染症行政について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、特段の事情が生じない限り、本年5月8日から5類感染症に位置付けることとされました。

位置づけ変更後の本県における医療提供体制等について、令和5年4月25日開催の第94回島根県対策本部会議において、別添1のとおり決定されました。

また、これに伴う主な変更点及び留意事項等は下記及び別添2のとおりとなります。

なお、位置づけ変更後においても、引き続き高齢者施設における医療支援は重要であり、高齢者施設に対して医療機関との連携体制の確保等をお願いしているところであることから、高齢者施設から相談があった際にはご対応いただくとともに、確保した体制で対応が困難となった際には、医療支援等にご協力をお願いします。

これらについてご承知おきいただくとともに、貴会会員及び貴院内で周知をお願いします。

記

1. 外来医療

(1) 発生届、日次報告

- ・5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断した医療機関は、患者の総数報告（日次報告）、届出対象の場合、発生届を管轄保健所に提出
- ・5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断した医療機関は、管轄保健所への患者の総数報告（日次報告）、発生届の提出は不要

(2) 外来医療体制

- ・幅広い医療機関で発熱患者等へ対応する体制に移行
- ・移行までの間、発熱患者等に対応する医療機関を「外来対応医療機関」として指定・公表等を実施（「診療・検査医療機関から名称変更」）

※令和5年4月5日付け感第12号で実施した「5月8日以降の発熱患者等への対応に関する調査」において発熱などの風邪様症状を呈する者への対応が可能と回答のあった医療機関を外来対応医療機関として指定

- ・入院要否の判断や医療機関間での入院調整の実施

(3) 医療費公費負担

- ・検査費用、陽性診断後の外来医療費の公費支援は終了
- ・コロナ治療薬は9月末まで公費支援を継続

※5月8日以降の公費負担者番号：28320802、受給者番号：9999996

2. 入院医療

(1) 病床確保、入院調整

- ・引き続き病床を確保したうえで、原則医療機関間での入院調整の実施
- ・9月末まで島根県入院調整本部を継続し、病床ひっ迫には調整を実施

(2) 医療費公費負担

- ・高額療養費制度適用後から2万円を上限に軽減

※5月1日～7日までの公費負担者番号：保健所毎に設定、受給者番号：9999996

※5月8日以降の公費負担者番号：28320703、受給者番号：9999996

3. 自宅療養支援

(1) 宿泊療養

- ・5月7日で受け入れを終了

(2) 自宅療養

- ・自宅療養者向けの健康観察（島根県フォローアップセンター、訪問看護ステーションへの委託等）や物資支援は5月7日で終了
- ・発生届対象外で陽性となった者や自己検査で陽性となった者のしまね陽性者登録センターによる登録受付は5月7日で終了

4. 医療機関への支援

(1) 設備整備費の補助

- ・詳細決定後に改めて案内

(2) 集中的検査

- ・職員に対して週2回程度検査をするための抗原検査キットの配布を継続

感染症対策第一・第二スタッフ

電話：0852-22-6530、5254、6532 FAX：0852-22-6905

E-mail：kansen2@pref.shimane.lg.jp